

中国簡牘研究の最前線——新出土・新整理・新視点——

小林 文治

今回、貴重なお時間をいただいて講師を務めさせていただきます。小林文治と申します。現在、早稲田大学長江流域文化研究所・招聘研究員を務めています。先ほど莊先生から御紹介があったように、今回は新型コロナウィルスの影響もあってオンライン開催になりましたが、オンラインの強みを生かしてこれから私と野口先生、市来先生と、特に中国に長期滞在している先生方を招いて行おうという形になりました。私自身も現在、中国北京市からアクセスしております。よろしくお願ひいたします。

今回は「中国簡牘研究の最前線」と題しまして、この一、二年に整理が進んだ簡牘、例えば『文物』や『考古』、『考古学報』などの中国の考古学系の雑誌に発掘の様子や具体

的な状況が載っているものなどをまとめて、それをどのように理解すべきか、これら簡牘をどのように研究すればいいのか、ということなどを皆さんと一緒に考えていこうと思っております。

まずは少しだけ私の自己紹介をいたします。私は早稲田大学にいらっしやった工藤元男先生（中国古代史）のもとで勉強してまいりました。経歴に二〇一一年、中国清華大学哲学系留学とありますが、二〇一一年に中国の北京市に来て、それからずっと北京に住んでいます。直近の経歴では二〇一九年、中国北京師範大学歴史学院ポストドクター研究員に就きまして、今年六月にそれが終わって現在は早稲田の招聘研究員となっております。

専門は主に秦漢史と簡牘学です。簡牘を主に使用して秦漢史研究を行っています。本講座の内容としては、新出土の簡牘を利用して簡牘の出土状況や整理状況、そして史料としての利用法を見ていきたいと思っています。その後、非常に重要な問題だと思えますけれども、我々日本人が中国簡牘を研究することにどのような意義があるのか、という点をみなさんと考えてみたいと思っています。

最初に、簡牘を含む出土文字資料や簡牘をどういうふうに見たらいいのかということを中心に簡単に私なりにまとめてみましたので、ここから見えていきたいと思います。その後、新しく出土した簡牘をどういうふう整理したり保存しているのか、それから新しい簡牘を使ってどういう新しい視点が出てきたのかということを見ていこうかと思えます。

まず、出土文字資料の定義です。簡牘や金石などの資料は総じて出土文字資料と言われますが、これは墓葬・遺址などから出土した遺物に記されている文字資料です。簡牘の場合は、主な物として木簡・竹簡・木牘・竹牘というのが出てきますけれども、「簡」というのは短冊状になっていて、それがたくさん並んで、ひもで結んで巻物状になっています。木の物を木簡、竹の物を竹簡というのが一般的だと思います。そして「牘」というのは割と幅広の板のような物です。それに数行書かれています。

内容は中国の簡牘ですと非常に豊富で文書・簿籍や典籍

など、つまり官文書・古典籍・法律文献などが含まれます。今回のメインとなるお話はこの法律文献になります。また当時の古い書があります。あとは技術書(数学書や医学書など)、さらに個人の書信、手紙のような物もあります。副葬品のリスト、これは専門的には遺策・衣物疏と言いますけれども、そういうリストも出てきます。

あと冥界へのいろいろなメッセージ、すなわち墓券や告地策があります。また附属品として検や楮という物が出てきます。これは要するに文書などを封じたもので、現在でいうところの封筒の封緘みたいなものです。楮は付け札です。今日は触れませんが、金石は青銅器の銘文・碑文・墓誌・石碑です。こういった物をひっくるめて出土文字資料ということになります。

簡牘の研究傾向ですが、日本の研究と中国の研究は、最近では共通の研究土台ができてきているということもあります。強いて傾向を言うとなると、日本の研究は「考古遺物」として出土文字資料を見る傾向が強く、中国の研究は「文字資料」として文字に注目する傾向が強いということが言えるのではないかと思います。

その証拠に中国の簡牘研究の特徴として、いろいろな大学に「出土文献中心」や「出土文献整理与保護中心」などと称する専門機関が置かれています。そういう専門機関では、古文字研究専攻の研究者が多数を占めるところが

なり多いです。歴史学系の学部、歴史学院や人文学院の歴史系にももちろん専門家がいらっしゃいます。そういった方たちが日々、研究に励んでいます。

研究のやり方としては、簡牘学の中でとくに注目されているのが冊書や簿籍の復元です。もともとどういった物なのか、どういった使い道だったのか、それと出土地との関係ですね、この簡牘が出てきた場所とこの簡牘はどういう関係にあったのか、これらはいわゆる古文書学的研究から端を発しています。さらに、これは中国の非常に強いところですけども、文字の釈読と文字の変遷ですね、これは古文字学的研究を土台に展開されています。

簡牘の数量にも少しだけ触れたいと思います。中国は今、約三〇万点出ているとよく言われます。日本と韓国を少し比較してみますと、日本木簡は大体四〇万超、韓国木簡では約八六〇点という状況です。日本や韓国の木簡と中国の簡牘の違いは、中国簡牘のほとんどは紙がない時代の物ですから、簡牘の内容が豊富という点特徴と言われます。

今回、扱う物は大体二〇〇年前ぐらいの物ですから、これが出てくること自体ほとんど奇跡です。ではどうやって残るのか。そこも少し御説明しますと、簡牘は中国のいろいろなところで出ているのですが、一つは極度に乾燥している地域です。例えば内モンゴルの額濟納旗額濟納旗というところにある居延、あとは敦煌から出てくるいわゆる漢簡です。

もう一つは湿気が非常に多いところです。土壌に水分がたくさんあるところ、地下水位が非常に高いところとよく言われるのですが、長江流域及びその南岸を中心とする地域です。

どういう理屈かといいますと、水分を多く含んだ土壌は地下の簡牘が空気に触れず、腐食が進まないということですから。研究者の間でよく言われるのですが、簡牘がお墓から出てきたときは非常にきれいな黄色を帯びているのだそうです。それが見る見るうちに黒ずんでいくそうです。それが空気による酸化なのだというのを耳にします。

保存作業がうまくいかない場合も往々にしてあるのでそうです。したがって、簡牘の研究史は簡牘保存の研究史でもある、と言うこともできます。最新の簡牘保存もこの後、少し触れることになります。

次に、我々中国古代史を研究している人間が出土文字資料を使ってどういうことをしているのかという、その出土文字資料の意義を私なりに少し皆さんと共有したいと思います。

まず、出土文字資料の使用のされ方として、当初は伝世文献を補う物として期待されていた傾向が強かった。これはものすごく昔、一九五〇—一九六〇年代の話ですけれども。その当時は伝世文献で構成された歴史観に出土文字資料がうまくかみ合うかという問題が存在していました。今

でもこれは重要な問題です。

次は出土量が増加するにつれて、出土文字資料独自の世界を再構成しようとする動きが加速化します。八〇年代以降ですね。そこでは出土文字資料独自の世界がいかに旧来の歴史観と結びついて新しい歴史を構成できるかという問題が重視されます。

そうすると古代史研究としてどういうやり方が有効になるのかというと、出土文字資料は毎年出てくるわけですから、不断增加するので、新出の出土文字資料を逐次解読しながら、出土文字資料の世界をどんどん書き換えて、それと旧来の歴史観を比較対照して見るという作業を反復して行うことが有効なのではないかと考えられます。

そうしますと、新しい簡牘が出てきて、そこに書かれているものが今まで見たこともないもの、そういうものも非常に重要ですけれども、その事実がこれまでの歴史観とどのように関係し、そのような事実がどのように位置づけられて新しい歴史をどのように書くことができるのか、これが非常に重要ではないかと私は思っています。こういう考え方を念頭に、次に具体的に内容を見ていきたいと思えます。

では新資料の紹介です。今回は三つの簡牘群を見ていきたいと思えます。まず一つは湖南益陽兔子山簡牘です。これは行政機関の遺跡から出てきたと言われていて、主な物は行政文書です。当時の県の官府で実際に使用されていた

物だという説明があります。

もう一つは、山東青島土山屯漢墓出土木牘です。これは墓葬から出てきましたが、いろいろな簿籍の木牘が出てきました。

最後は湖北荊州胡家草場漢墓出土簡牘です。莊先生とも少し話していましたが、これはものすごい物が出てきたと今、非常に話題の物です。内容は典籍や文獻類です。

まず最初は兔子山簡牘です。場所は湖南省益陽市赫山区三里橋社区とありますけれども、山地に位置する兔子山遺址より出土、と書いてあります。まず、この一番左側の地図を御覧いただきたいのですが、これが湖南省で、ここが長沙市です。益陽市というのは長沙市から少し北西になります。具体的に出土した場所はこの益陽市と長沙市の間の辺りです。大体こういう感じですが。三つの簡牘は全て地図を付けて位置関係を皆さんと共有したいと思えます。

ほかに湖南省で有名な簡牘は、長沙市のだ真ん中からいろいろな物が出てきていますが、これは野口先生にお任せして、あと非常に有名な物はこの里耶古城です。里耶秦簡という、大体統一秦の始皇帝の時代の行政文書がたくさん出て非常に有名な簡牘ですけれども、ここから出てきた。この里耶という場所はものすごい山の中で、湖南省の中でも特に山深いところで、益陽市からも大分距離がありますね。



図1 湖南益陽兔孺山簡牘出土関連地図

もう少し具体的な地図で兔孺山遺址の大体の位置を御確認いただければと思います。ここに川がありますね。遺跡がここにありますが（図1中央地図の▲）。兔孺山遺跡は県の官府で、里耶古城もそうですけれども、湖南省などでは川沿いに県の官府が建てられる場合がどうも多いようです。ここから、当時の湖南省などの集落や県の官府は水運を主に利用していたということが特徴として挙げられるかと思えます。

次に写真が出てきますが、これが発掘場所です。兔孺山遺跡は井戸から出てきますが、どうも井戸はこういふところのようです。次に説明がありますが、どうも井戸はこういふのうち一一口から簡牘が出ました。最初、私は山地に位置するのだと聞いていたので、やはり山の中なのかと思いましたが、意外と周りに建物が多く、街中であることがこれを見て改めて分かりますね。

戻りますけれども、兔孺山遺跡は二〇一三年五月から一月にかけて発掘調査が行われていて、一六口の井戸を含む建築遺構が整理されています。そのうち一一口の井戸から戦国楚・秦・漢・三期の簡牘が出土しています。出土総数は五、〇〇〇枚以上という非常に多くの簡牘が出ていることと、戦国楚から三期期までという非常に長い時期をカバーしていることが特徴として挙げられるかと思えます。

「発掘簡報」が一番最初に出るオフィシャルな発掘調査の概略ですが、以下のようになっています。ここはあまり詳しくは見ないですけれども、兎子山遺跡の特徴は、簡牘が一口の井戸から出てきているという点を踏まえて、井戸ごとに発掘簡報が出ているということです。二〇一六年に第九号井戸、二〇二二年第六期、本当にこの間ですけれども、これは七号井戸で、今日中心として話すのはこの七号井戸から出てきた物です。ほかにも三号井戸の状況が少しだけ説明されています。

七号井戸の大体の説明です。井戸が直径二二メートル、深さは八・一九メートルです。堆積を見ますと、全二二層になっているうち第一・二層を除く全ての層から簡牘が出土しています。この地層と簡牘の関係は簡牘を見る上で非常に重要な情報になるということです。第一層から第一〇層までこのようになっていきますけれども、簡牘の総数は七号井戸だけで二、三九二枚、有字簡は二、三〇二枚と非常に多いですね。

ただ、これは残念というべきか大多数は削りくずのようですね。簡牘は一回書いた後に刀で削ればもう一回書けるわけです。その削った後のものが削りくずですね。そこに文字が残っているわけです。そういった物もカウントされるわけです。状況は、保存状態はあまりよくないという話です。

簡牘の完簡、要するに形が全部残っている、断絶していない簡の長さは二三センチということですが、二三センチというのは秦漢時代の一尺に相当します。牘や簡などによつては二本から三本の編綴痕がある——編綴痕というのは縄で結んで簡牘にした状態の跡が残って、ひもや縄は朽ち果ててなくなつてしまいますが、その残りが残っているわけですね。そこから二本や三本の縄で結んである物だったかというところが分かります。文字の書写は、編綴前か後かは判別不能であるということです。

次を見てみますと、大体どのぐらいの時期の物かということですが、まず一つ、「十一年八月甲申朔辛亥」とあります。この紀年が最も早いです。簡報によるとこれが高祖十一年です。「三年八月」とありますけれども、これが一番遅い。これは景帝三年です。簡牘の多くは呉姓長沙国の資料で、一部劉姓長沙国の資料も含みます。

次のページで長沙国の簡単な年表を付してありますので、大体どのぐらいの時期の物なのかということと皆さん御理解いただければと思います。ここで非常に重要なこととして注目されるのは、「十一年」「三年」というのが王国独自の紀年ではないということです。整理者も言っていたことですが、この七号井戸から出てきた簡牘はほぼ全て王国独自の紀年が用いられていないところが特徴として挙げられます。

前漢の郡国制のときですと、王国というのは前漢の例えは高祖何年、景帝何年とは別に自分の王国独自の紀年を使っています。青銅器などにも見えますし、最近出てきた走馬樓漢簡、長沙市から出てきた物ですけれども、こういった長沙国の簡牘資料にも独自の紀年が用いられていますが、この兔子山簡牘にはそれが使われていない、これはどのように理解すればいいのか、それが一つ問題になるかと思えます。

これら簡牘は漢初長沙国益陽県の廃棄資料です。内容の多くは前漢前期長沙国益陽県官府の公文書で、県・郷・里の行政運営及び官民の日常生活を記していると言われています。

ます。

長沙国はまず最初、高祖五年に楚漢戦争に参加した呉芮ゴゼイが長沙王に封ぜられます。そこから呉氏長沙国、異姓諸侯王国がスタートして、文帝後七年に国除されます。その二年後、長沙国が劉氏、景帝の子を長沙王にして、また長沙国が始まります。最後は始建国元年、王莽オウモウの時代に長沙公に降格となり、最後は廃されることとなります。第七号井戸出土簡牘は大体この呉氏長沙国と劉氏長沙国の定王発までぐらゐの時期の物だということを御理解ください。

少し特徴を述べさせていただきますと、「丞相蒼」という記述を含む簡牘が二つあります。これは長沙国丞相の軌

圖一〇
木簡(77号・7、右为正蓋)



圖一〇
木簡(77号・300号(72・91))

図2 兔子山出土簡牘
(['文物』2021年第6期)より転載

侯利蒼、すなわち馬王堆二号漢墓の墓主で、非常に有名な墓葬などの墓主その人が簡牘に出てくるところが特徴的です。

もう一つは、「内史」「中尉」といった長沙国の中の官職もしくは官府が実際に見えることが挙げられます。頻出の官として、令や丞、令は県の長官ですね。補佐官を丞といいます。軍事官として尉、財務官として少内等々が出てきます。ここは少し簡単に説明するだけにしようと思いますけれども、要するに県の中のいろいろな実務機関の名前がたくさん出てきて、県がどのように運営されていたのかということが、この簡牘によつてかなりリアルに分かつてくるのだということを御理解いただければと思います。

行政単位なども出てきます。前漢は大体県の下に郷があり、郷の下に里がありますが、郷が四つあります。警察機関である亭も見えます。具体的な里も見えます。

さて、それでは一つ簡牘の例を御紹介したいと思います。この簡牘はどういう性質で内容はどう書かれているのかということとはちよつと置きますけれども、例えばこの簡牘(図2)は「丞相府内史府中尉府」と書いてありますけれども、この丞相は長沙王国の丞相、内史は長沙王国の首都のような中央機関、中尉は長沙王国の軍事機関で、そういったものが実際に見えるということが特徴的です。これまで王国の行政機関を実際に確認することは難しかった

のですが、兔子山簡牘によつて非常にリアルに分かつてきています。

この兔子山簡牘の考察、どういった点に注目すべきか、という点です。兔子山簡牘は官衙遺址から出土しており、ほとんどは廃棄物、ごみとしてあつた物です。それがどこから出土したのかというところに注目していただきたい。例えば部屋なのか、井戸なのか、側溝なのか、ごみ捨て場なのか。

そうすると今、考古学で言うような遺構、どの官署の執務場所と関係するのかということもそこで押さえておく必要があります。つまり、こういう遺構と簡牘の関係を最初に考えなければならぬ。この場所から出てきたこの簡牘は、なぜここから出てきたのか、なぜこういう内容が書いてあるのか。内容を把握するには、この遺構との関係が非常に重要になってきます。

では兔子山簡牘をどう考えたらいいのか。内容などについてはこういう簡牘が公表された後、中国側で瞬く間にいろいろな論文が出て研究がどんどん進んでいくわけですけれども、特に私が重要と考えているのは、兔子山簡牘の資料的性質にかんがみて、どのような比較研究が可能かという点について、「長沙五一広場一带出土簡牘」との共通性を指摘したいと思います。

この長沙五一広場一带出土簡牘というのは、非常に有名

山東青島土山屯漢墓出土木牘：

青島市黄島区張家樓鎮土山屯村東北1
キロの山地に位置する土山屯墓地より
出土。



図3 山東青島土山屯漢墓木牘出土関連地図

な走馬樓呉簡、先ほど申し上げた走馬樓前漢簡、あとは東牌樓後漢簡もあります。そして五一広場簡、未公表の青少年宮簡というのがあります。これらの簡牘の特徴と五一広場一帯出土簡牘の特徴は、出土した場所が非常に近い、複数の井戸から出土している、時代幅が非常に大きい。これらはどうも出土した場所がずっと中国古代の官府であつて、それが前漢から三国ぐらいまで使われていたという感じになるわけです。ですから、走馬樓や東牌樓や五一広場の簡牘を一つの簡牘群として考えると、複数の井戸から時代の違う簡牘が出てきたと考えるのもいい。そうするとどうも兎子山簡牘と共通している部分が浮かび上がってきます。

ここから、官衙遺址全体の景観的な変遷を追うことができるのではないかと考えられます。簡牘が使用される場所は、諸官署の執務場所や廃棄場所ですが、そういった簡牘が使われる場が、大体時代幅一〇〇年、二〇〇年など、どういふ変遷をたどつていったのかという研究が今後可能になるのではないかと私は思います。そういう官署を「簡牘の場」として全体的に理解するのが重要ではないでしょうか。その官署がどういふ運営をされていたのか、どのように時代変遷を追つていくことができるのかという点が、これからどんどん分かってくるのではないかと考えております。

五一広場は長沙市のご真ん中ですから、全体的発掘は相当難しい。ただ、兔子山遺址は先ほど周りに建物が結構ありました。ただ、官府全体とは言えないまでも、その一部としてどんどん発掘が行われています。兔子山遺址の考古発掘を五一広場一帯の比較対照としてできるのではないかと考えるわけです。こういった点が兔子山簡牘考察のポイントになるのではないかと思っています。

次は先ほど申し上げた山東の土山屯漢墓出土木牘です。山東省は青島が非常に有名な都市で、日本人としてもなじみ深いところですので余計な説明は必要ないかと思えますけれども、その少し南のほうですね（図3右地図の▲）。山東省では銀雀山漢墓が非常に有名です。孫子兵法、孫臏兵法などが含まれていることで非常に有名な竹簡群ですけれども、大体ここにあります。その少し北、北東側の辺りに墓地があります。

これが大体の周りの部分ですが、説明ですと東北一キロとあったので私は必死に探しましたが、どの辺なのか分からないです。周りに建物がほとんどないところのようです。これは前漢晩期の墓葬なので、顕著な盛り土、マウンドがあります。

では概要を少し見ていこうかと思えますけれども、二〇一一年と二〇一六年の二回に分けて発掘が行われたようです。今回御説明するのは二〇一六〜二〇一七年にかけ

て出てきた物の中で、M〇〇とあり、これがお墓の整理番号ですけれども、特にM14号墓の説明です。M6・7・8いずれも簡牘一枚の出土がありました。ただ、全て副葬品のリストで具体的な物はあまりなかった。

M14のこれは竹筭サシといいますが、竹でできた箱ですね、そこから筆などとともに木牘が一枚出ています。これを少し見ていきたいと思えます。さらに注目していただきたいのは、ほかのお墓から「劉林」「劉賜」「劉君聖」の印鑑が出土しています。そこから発掘簡報では、これらは全て漢の宗室の一族だったのではないかと推測を立てています。

今回のM14の墓主は劉賜という名前、「堂邑令印」という印が出土したことから、生前は堂邑県令、県の長官だったことが判明しました。そうしますと、木牘は堂邑県の記録であつて、県令としての執務に係るものだと推測が立ちます。墓葬年代は木牘の中に元寿二年云々という記述があつたことから、元寿二年十一月の後間もなくではないかと推測されています。

今回はこの発掘簡報の二つ目、『考古学報』に載っている論文をもとに内容を見ていきたいと思えます。

土山屯漢墓の非常に注目すべきところ、最近では中国のこういう有名な簡牘出土の状況や墓地の発掘の様子をカメラで記録を取ってドキュメンタリー番組

にしている場合が結構あります。もともとこれもCCTVの一〇チャンネルで放送されていたものですけれども、今回静止画でキャプションだけ取って皆さんと共有していると思います。土山屯漢墓発掘の様子です。

まず最初にこれが内棺で、棺の中の足の部分を整理しているときという説明です。その後、竹筥が出てきましたが、結構驚きますね。形をよく残しています。中に何が入っているのだろうかということで発掘者たちが上から穴を空けているのです。バリバリと割っています。そうすると中からこのように簡牘が出てきて、ライトを当てると文字が見える。

— それでほかの副葬品などとともにこの簡牘の出てきた状態がカメラが入ったことによって非常にリアルに我々にも理解することができません。重なり合っている状況や、どういふ物と一緒に出てきたかということですね。最後に取り出して寸法などを測り、上の汚れを取って見ているのだという感じですね。我々、外国人の研究者はこういう発掘調査に参加することは難しいですが、こういう番組によって非常にリアルに理解できるというところがあります。

木牘は大体一枚出ています。これは長さですけれども二三センチ、幅が七センチで、一〇枚が重なった状態で出土しています。一〇枚の木牘のうち一枚は字がなかった。

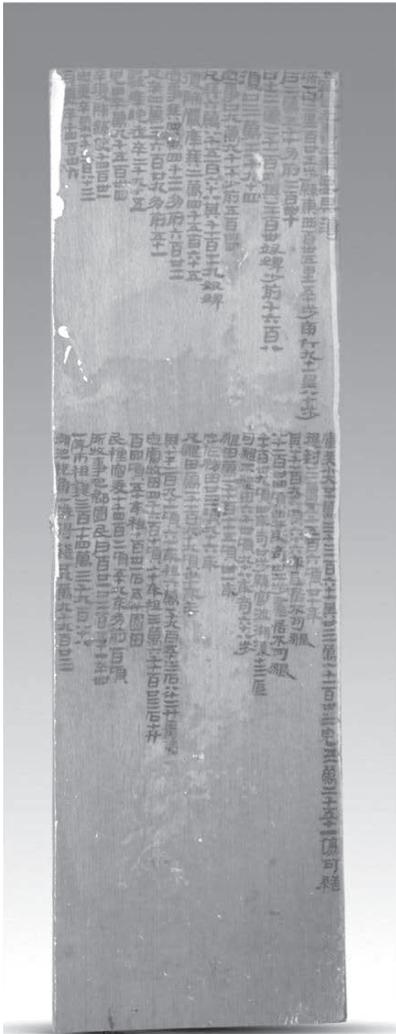
『考古学報』に一枚だけ簡牘の図版が載っています。それ

が「堂邑元寿二年要具簿」という物です。何が書いてあるかというところ、官吏の数・吏員数や県城・池の大きさ・戸口数・犯罪人数・兵器数等々、要するに県内の統計記録が事細かく書かれていました。もう一つは、税収と未納の税の詳細が書かれていました。非常に貴重な資料です。ほかにいろいろの物が出ていますが、ここは今回は触れないことにします。

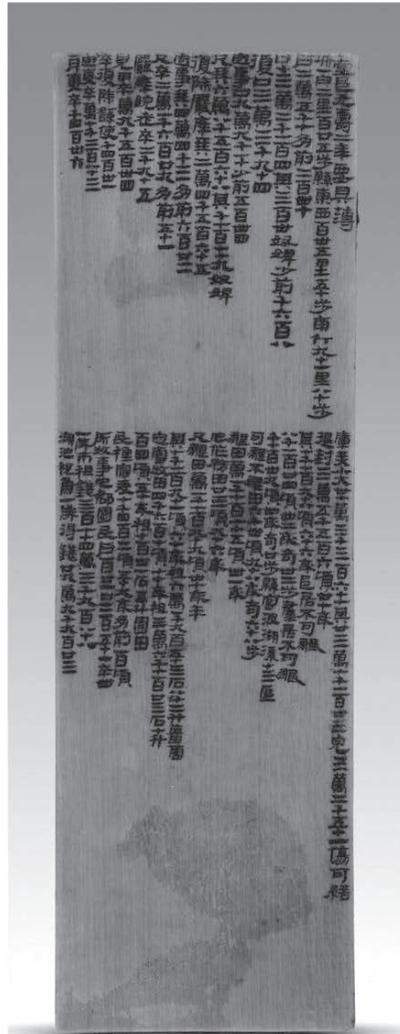
また、衣物疏、副葬品のリストに「堂邑戸口簿一」書いてあります。この副葬品のリストを見ると、戸口簿一枚が入っていたということになりますが、実際に出てきたのは一枚です。これがどういう関係にあるのかということも一つ問題になります。

— 実際の物がこれです（図4）。非常に小さい字でびっしり書かれています。何が分かるかと思えます。論文に釈文——活字化した内容も書かれていますので、興味のある方はそちらを参照していただければと思います。今回、内容については時間の関係で触れないことにします。

— こういった漢墓出土の簿籍のポイントはどういうところにあるのかというと、まず最初に墓主の身分や出土状況などを総合的に理解して簡牘の性質を考えなければなりません。この出てきた物がどういう物なのか、今回の土山屯漢墓の説明ですと、統計記録で「上計」のために作られた物ということですね。「上計」というのは、前漢時代に行わ



1. 照片



2. 红外扫描

図4 「堂邑元寿二年要具簿」(『考古学報』2019年第3期より転載)

れた、県内の会計記録を中央へ上供するという非常に重要なイベントの一つですけれども、そのために作られていた物なのだと。

これが生前使用していた物なのか、冥界で使用するためなのかという点も非常に重要です。この点はほかの典籍や法律文献の資料を見るときでも考えなければいけない問題です。この簿籍についてですけれども、発掘簡報の説明ですと、県クラスの統計記録で最も詳しい物だということですから。このような墓葬出土の簿籍はこれに限らず前例がかなりありまして、尹湾漢簡・鳳凰山漢簡・天長漢簡・松柏漢簡といったいろいろな資料が既に出ています。したがって比較研究が今後進むはずです。

特に前漢の郡・県・郷という各行政クラスの統計記録がかなりそろってきています。そうしますと、各行政機構でどのように統計が取られ、最終的に中央に持っていく上計に結実するのかが非常にリアルに分かってくるだろうということが、一つ重要なポイントであろうと思います。

もう一つは、劉氏の墓群である点も非常に重要です。この墓群を全体として見た場合、この土地に枝分かれした劉氏一族が豪族として根を張っていたのではないかとということも考えられます。そういった人間が県の役人になつていくというのが重要です。これも地域研究の一つとして非常

に重要になってくるのではないかと、私は考えています。大体、これが土山屯漢墓の内容です。

では最後の新資料ですけれども、胡家草場漢墓出土簡牘です。湖北省の荊州市から出てきました。これを少し見ていきたいと思えます。荊州市紀南鎮岳山村ですが、右側の地図ですね(図5)、この辺一帯にいろいろなお墓があつて、簡牘がかなり出てきているという非常に重要なところがあります。前漢がメインですね。胡家草場漢墓がここにありまして。付近に周家台や謝家橋といった墓地があり、ここからも簡牘が出てきています。

ここに紀南城とあります。戦国楚の王城があつたところですから。紀南城の中からも鳳凰山前漢簡牘が出てきていて、やはりこの辺り一帯が簡牘保存に適した場所であることが見てお分かりかと思えます。

この地図で確認しますと、荊州の市街地はもつと南のほうです。発掘場所はどこかといえますと、ど真ん中のこれです。これが発掘場所です。周りを見ると割と何もなところですか。そこからこういう大規模なお墓が出てきているということですか。お墓を掘っていくところいうふうに着が出てくるわけです。

この概要図を見ていただければと思いますけれども、簡牘がどこから出てきたのかという点です。先ほどの土山屯漢墓ですと、足元から出てきた、という説明がありました。



図5 湖北荆州胡家草場漢墓簡牘出土関連地図

胡家草場漢墓ですとこの部分、北に向かっている部分ですけれども、実はここが頭のほうです。頭の部分の頭箱から出てきています。副葬品を入れるように専門に設けられている空間が幾つかありますが、その頭のほうから出ています。ここにM1:90とあります。まずこれが簡牘の入っていた竹簡です。さらにM1:10というのがあります。これも簡牘が入っていた竹簡で、二カ所から出てきているという事です。非常に大量の簡牘が出ています。

次のページですけれども、二〇一八年から発掘を行って、二〇一九年三月ぐらいにはもう判明していました、簡牘が出土したのはごく最近です。整理が非常に速くて二〇二〇年には発掘簡報が出ました。簡牘は二つの竹簡から出土して、竹簡と木簡に番号、簡番号ですね、一、四、六、三六、つまり、大体四、六〇〇簡超は出てきているということです。これがとてもない数字であるということをお御理解いただきたいと思えます。睡虎地秦簡が大体一、一五五枚、張家山漢簡は当時の法律などが書かれています、全体で一、二〇〇枚ぐらいですね。湖南大学が購入した「岳麓書院藏秦簡」という統一秦の竹簡があります、あれで大体二、〇〇〇簡超と言われています。これらをはるかにしのぐ数の簡牘が一気に出てきて、びっくりするということです。

墓葬年代は江陵鳳凰山M9～168号墓などと同じくら

いとありますが、これはすなわち文帝期ぐらいだということとを理解していただければ十分です。下限年代は早くとも文帝後元年辺りだろうと言われております。墓主の身分はこの発掘簡報でははっきりと断定していません。鳳凰山 M168 墓主くらいだろう、と説明がありまして、鳳凰山の M168 の墓主は前漢の二十等爵の第九級五大夫でしたが、そこからするとどうも胡家草場漢墓の墓主もそのぐらいだったのではないかという想像が大体つくわけです。簡牘に「歳記」を含むことから歴史関係、「史」類の官吏ではないかと推測されています。「歳記」というのは、要するに歴史書の類で、何年に何があったかということが書かれている物です。

出土状況ですけれども、盗掘に遭っているために副葬品の多くは保存状態があまり良くないですけれども、竹筥及び簡牘の保存状態だけは非常に良かったと言われています。後ほど写真が出てきますけれども、非常にきれいな状態で出てきていることに最初は驚きます。

二つの竹筥ですけれども、M12:10、M12:90と番号が振られています。M12:10は竹筥や木簡、木牘でいっぱいになっていました。もう一つは硯や墨など筆記道具とともに竹筥が入っていた。大部分は竹筥の中に収まった状態にあって、埋葬当時の状態をよく保っていました。先ほどの土山屯漢墓もそうですけれども、簡牘はお墓に埋葬する場

合は竹筥の中に入れてある場合が結構あります。ほかに木の箱に入っているとか、裸のまま棺に入れられていることもよくあります。そういった保存当時の状態は、胡家草場では非常によく残っていたということです。

内容は歳紀・曆・日至等の曆関係、法律文献・医方と雑方等の技術書、日書は当時の占い書のことです。また、簿籍もあり、そして副葬品のリストに遺冊が出てきているということです。曆と日至、日書は巻題が、法律文献は巻題・篇題・目録が、医方及び雑方は目録が付いていたということです。

これが簡牘でいっぱいになっていたという M12:10 の竹筥の写真です。大体、正方形のような感じの箱で、中に簡牘がぎゅうぎゅうに詰まっている状態をよく残していると思います。上の竹筥の部分を取り除いて、その中の竹筥だけを出してみますと、大体こういう感じですよ(図6)。ここから、当時どういう配列になっていたのか、どのように巻いた状態になっていたのかについて、かなり情報が残されていて、これは復元にも非常に有利で、こういった簡牘はこれまではほとんどなかったのではないかとはいえない良い状況になっています。

内容は時間の関係で簡単に話します。歳紀は秦・昭王から秦・始皇帝までの大事記、また秦・二世皇帝から前漢文帝までの大事記があります。曆は文帝の後元元年から前

六四年までの一〇〇年間の朔日や干支を記しています。日
至は冬至などの八節氣、冬至・立春・春分・立夏・夏至・
立秋・秋分・立冬が書かれています。

今回、注目すべき点は法律文献です。発掘簡報では、律
典と令典、案例が出てきたという説明があります。律典は
律が書かれ、令典は令が書かれています。当時の法律は律
と令から構成されています。ほかにも科などいろいろなも
のがあります。主なものは律と令であると考えられてい
ます。律典は三巻あり、第一巻の内容は睡虎地七七号漢墓



图五二 竹简 (M12:10) 内的竹简

图6 胡家草場漢墓出土簡牘整理前の状況
〔『文物』2020年第2期より転載）

竹簡に見える「律典」、これは後ほど説明しま
す。睡虎地秦簡が有名
ですけれども、もう一
つ第七七号漢墓から簡
牘が出土しており、そ
こには一つ律の区分と
して「□律」という記
載がありました。その
内容を見てみると、胡
家草場と睡虎地漢簡の
「□律」という括りの中
に含まれていた内容が
かなり対応していると

いうものです。

第二巻は「旁律甲」、第三巻は「旁律乙」の巻題がある
と説明されています。睡虎地七七号漢墓竹簡で分かったこ
とですけれども、どうも当時の律は「□律」「旁律」と二
つに大分されるのです。それが胡家草場で確認できるよう
です。第一巻、第二巻、第三巻は後ほど説明します。告律・
盗律・賊律云々といういろいろな法律が残っていたことがかな
り分かるということです。

もう一つは令典、令が出てきたということです。第一巻
には「令散甲」という巻題があります。内容には令甲・令
乙・令丙・令丁・令戊等々さまざまな令が含まれていた。
今回は時間の関係で令については説明できないですけれど
も、そういったものがあるということです。

こちらの医方及び雑方という、日書、簿籍などの説明は
時間の関係もあるのであまり触れられませんが、日書の中、
古い書の中で一つ注目されるべきところが「五行日書」と
いう巻題が出てきたことです。当時、この「五行日書」と
いう物があつて、それが分かつたという点が非常に重要で
す。

日書は戦国時代からずっと古い書としてあつて、前漢ま
で来ているわけですけれども、前漢の文帝期になるとそれ
が五行と結びついて「五行日書」という物があつたのだと
いうことがここから分かります。この日書の内容は当時の



图三 出土简牍

1、2.律简篇题（简319、320红外扫描照片） 3、4.外乐律（简2506、2518红外扫描照片） 5、6.外乐律（简2506、2518照片）

图7 胡家草场汉墓出土简牘（右より：律の目録・外楽律・律の篇題。
〔文物〕2020年第2期より転載）

官吏の生活の一部をうかがう点で非常に重要な物です。それもかなり簡数の多い物が出てきて、今後の研究が目ざれるということです。

簡牘の写真ですけれども(図7)、胡家草場の内容ですと、まず一番右側が目録です。何々律、何々律とたくさん書かれていて、最後に「凡十四律」とあります。真ん中が律の内容です。上から下まできれいな字で書かれていることが分かります。それと対照的に一番左の写真ですと、この右の簡はとも二段に分かれて書かれていた。そしてこれは「外楽律」という律の内容です。これは当時の「武徳の舞」など舞踊を規定しているものだと言われています。そして篇題ですね、「行書律」とか「爵律」と書いてあります。こういった物が発掘簡牘報に掲載されていて参照することができます。一見して分かるのとおり、文字も摩滅が非常に少なく、非常にきれいな状態で出てきたところが注目です。

あとは先ほどの日書です。一番左は医方、医学書という説明です。

胡家草場漢墓簡牘考察のポイントについて、発掘簡報の説明では、前漢簡牘で巻かれた状態や収納の様子が最もよく保存された例であることが強調されています。さらに法律文献に限って言うと、胡家草場出土法律簡は数量が最も多く、最もよく体系された「律典」であり、「正律」「旁章」

の関係を検討する上で非常に重要な資料となり得る、とあります。

さて、この正律・旁章については最後に詳しく述べたいと思いますけれども、法制史研究の中で非常に重要な内容です。当時の漢律には二つの区分があったのだということが伝世文献に書かれているわけですが、それと関係する物です。

次に、墓葬出土簡牘の考え方も、簡牘の組み合わせも非常に重要です。法律文書及び行政文書と数術文書・日記・大事記・告地策などがセットになって出てくる。これを持っていた、これを読んでいた官吏はどういう日常生活を送っていたのかという点ですね。これが復元できるようになる。官吏の読書習慣を復元することが、当時の官吏の世界を考えることになるわけですが、それが当時の社会をより深く考えるきっかけにつながるかと思えます。こういったものが考察のポイントになりますね。

では次のステップですけれども、こういった簡牘の整理・保存はどういうふうに行われていたのかという部分です。先ほどの胡家草場簡牘も少し上から押されて、しかもどうも柔らかくなってぺたつとなつてしまっています。この状態からどうやって剥離して整理するのかを皆さんと見ていきたいと思います。

ここで使用する物は、私の知り合いの関係で写真を調達



図8 北京大学蔵簡牘「室内発掘」の様子（中国社会科学院古代史研究所楊博氏提供）

できたのが北京大学蔵秦簡と海昏侯墓出土簡牘です。両者とも最近出た簡牘ですけれども、両方とも北京大学が整理を担当しています。整理の過程を「室内発掘」と称して記録しています。写真を見ながら簡単に書いていこうと思います。

これが全体像です（図8）。こちらは室内発掘の様子ですけれども、中国社会科学院古代史研究所の楊博氏から写真提供をいただきました。楊先生はもともと北京大学の出身で、簡牘の整理に直接関わっている人です。現在でも北京大学蔵簡牘と海昏侯墓出土簡牘の整理をずっと続けている方です。これは北京大学の中の全体像だそうです。

最初に北京大学秦簡が北京大学に持ち込まれてきたときの様子は、黒いビニールに包まれて、出土した当時の状況であろうと考えられている状態になっているわけです。これも海外流出簡と言われています。海外から寄贈されてきた物で、もともと盗掘された物と考えられています。

まず最初に洗浄します。上の泥を取り除いていきます。洗浄した後には筆などを使って剥離していきます。簡の汚れを除きながら間の泥を取って、という形ですね。

次に剥離しながらパソコンで簡番号を付けたり、剥離状況から大体的概念図などを一緒に制作していきます。奥には竹簡の並んでいる状況があるかと思えます。次に赤外線スキャンを行います。一簡、一簡こうやって手作業で並べ

てスキヤンをしていきます。最後に薬品に浸けて状態を固定させるといふ状況です。楊先生の話によりますと、この薬品はマロンジアルデヒドという液体だそうで、広い空間の机の上にこういう箱がずらつと並んでいるという状況になります。

私は清華大学蔵戦国竹書を実見したことがあります、清華大学の整理でも大体同じような感じでした。箱がずらつと並んでいるという感じでした。これが大体、整理の様子だと御理解ください。

では時間もだんだんなくなってきたので新視点に移りたいと思います。今回、特に挙げるのは①漢律の実態と②「国際簡牘学」構築という点です。

漢律の実態ですけれども、胡家草場漢簡の「簡牘概述」によると、「正律」「旁章」の關係を検討する上で非常に重要な資料となり得る、とあります。「正律」「旁章」は伝世文献、『晉書』卷三〇刑法志「魏律序」という部分に出きます。魏律は曹魏の律ですけれども、その当時、漢律から踏襲してさらに改変、編纂を加えて十八篇の魏律を作つたという記録が『晉書』刑法志に載っているのですが、この漢律の様子として次のような記述があります。

……凡そ定むる所十三篇を増し、故との五篇を就け、合わせて十八篇、正律九篇に於ては増を爲し、旁章科令に於ては省を爲す。

十八篇作つたのだという部分と、後ろが漢律の正律九篇ということと、あとは旁章科令があつたのだということが、ここから分かります。ここから漢律は「正律」と「旁章」という二つの区別があつたと考えられています。

正律はいわゆる蕭何の作つたと言われる「九章律」、旁章は「九章律」以外の律、それと令・科が存在したということが『晉書』刑法志から言われているのですが、これまでに相当長い論争がありますが、一部研究者は実在に懷疑的です。これに関して胡家草場漢墓竹簡や兔子山簡牘、睡虎地七七号漢墓竹簡に新しい事実が出てきました。

先ほど申し上げましたが、睡虎地七七号漢墓竹簡に、まず「□律」「旁律」という記載がありました。どうもこれが漢律を大きく二つに分ける概念だということがここで分かりました。ただ、この「□律」の未読字がよく分からない。しかし、兔子山簡牘にこれを解くのがかりが一つ残されていました。中国人民大学の張忠焯氏と湖南省文物考古研究所の張春龍氏の連名による論文で兔子山簡牘から出てきた一枚の木牘について図版・釈文が初公開されました。

これが写真ですけれども(図9右)、左側が正面、右側が背面です。これは律のリストです。何々律、何々律とありますが、最後に「獄律十七章」と書いてあります。下に続けてまた何とか律、何とか律とあつて、背面に入ると「旁

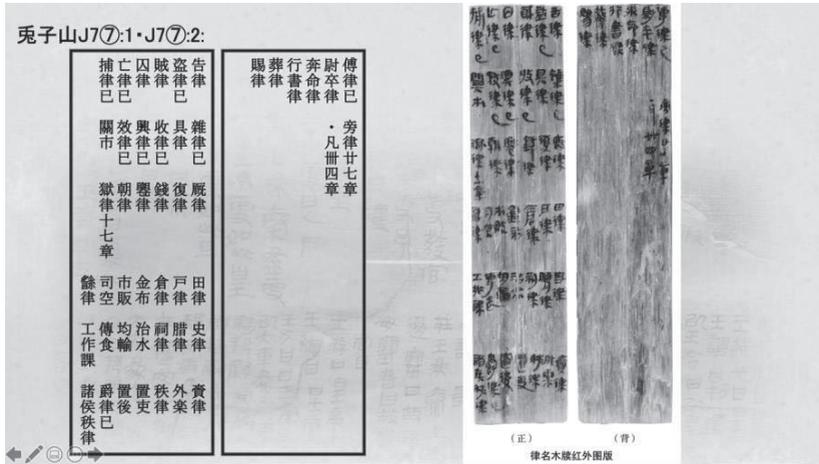


図9 兔子山第七号井出土律名木牘（張忠煒・張春龍「漢律体系新論——以益陽兔子山遺址出土漢律律名為中心」〔《歴史研究》2020年第6期〕より転載）

律廿七章」と書いてあります。これが非常に重要な資料となつて、睡虎地七七号漢墓竹簡の「□律」はほぼこの獄律だろうということが分かるわけです。

そうしますと、文帝期の漢律はどれも獄律と旁律の区別があつたということが、ここから分かります。では、それと『晉書』刑法志の魏律序に書いてある「正律」と「旁章」はどのような関係にあるのかということが今、まさに議論されているわけです。研究者によつては獄律が「正律」で、旁律は「旁章」に相当するのではないかということが考えられています。

ただ、一つ問題は、先行研究では正律は九章律と考えられています。しかし、実は九章律もかなり実在が疑われている、この当時、簡牘が出土した文帝期に九章律というのがあつたのかどうかというのはかなり議論が必要な部分です。ここから考えると「獄律は九章律と関係あるのか」という部分が重要になつてくるかと思ひます。

こちらに出したエクセルのリストをちょっと御覧いただきたいと思ひます。エクセルのリストに睡虎地七七号竹簡と胡家草場、兔子山のリスト、あと九章律が載っていますけれども、これを見ている限りほとんどの律が一致していることが分かります。したがって文帝期にはこの獄律がかなりまとまってきたり、獄律の中にこの律があるべきだということも概念としてかなり成立してきていることが分

かります。

旁律の中もかなり共通しています。少し後ろのほうで胡家草場のみに出てきている物もありますが、基本となる律が文帝期にかなり固定されてきたことがここで分かります。九章律はここにありますが、九章律の内八つが獄律に含まれています。唯一、戸律だけが旁律に含まれています。これをどう理解すべきか、ということも一つ問題になるということです。

今回、文帝期の漢律に獄律と旁律の区別があったことは大体はつきりしました。少なくとも二つに分かれます。ところが張家山二四七号漢墓竹簡の「二年律令」では実はそういう区別がよく見えないのです。そして「律令二十〇種」という記載が出てきています。実際には律令が二八入っているのですが、そうすると呂后期にはこういった区別がなく、文帝期になってこういった区別が出てきたのかという推測も出てくるわけです。こういう律令編纂の歴史的過程が今後、胡家草場、睡虎地七七号漢墓竹簡によってどんどん分かってくるのではないかと期待されている、これが新しい視点の一つです。

次が最後の最後です。「国際簡牘学」構築へという点です。現在、中国では日本・韓国・中国三国の簡牘研究の総合交流を行おうという動きが非常に活発に出てきています。このような東アジアの簡牘を比較研究しようという動きは今

に始まったことではなく、以前からありますが、最近是中国が積極的にそれに乗り出ているという部分がかかなり注目されます。私もいろいろ研究者に日本木簡の状況を聞かれますが、重要なことは、各国の資料に通じる問題意識や全体的研究を目指すのだということが打ち出されていることです。

しかし、問題となるのは中国・日本・韓国における簡牘の時代差が非常に大きい。特に中国・日本・韓国の木簡は時代差が非常に大きく、使用法もかなり異なるという問題があります。日本木簡独自の世界もありますし、韓国木簡独自の世界もあります。そして中国簡牘独自の世界もあります。それを比較検討するための共通の問題意識など土台作りもかなり難しいところがあります。どのように比較検討するかというのは、ずっと問題としてありました。

一つのきっかけになるのは、これも本当に最近の新発見の物ですけれども、『考古』二〇二一年第八期で新疆ウイグル自治区の唐代烽燧跡から木簡三点、紙文書四点が出土したことが報告されました。唐代の木簡が出てきたということですね。

写真を見ると結構驚きますね(図10)。「開元四年」という記載が見えますけれども、この簡牘の形状に御注目いただければと思います。こういう形状は日本木簡にもかなり典型的な物ですし、逆に言えば韓国木簡や日本木簡と同じ

獄律

睡虎地 77 号漢墓竹簡	盜	告	具	賊	捕	亡	雜	囚	興
胡家草場漢墓竹簡	盜	告	具	賊	捕	亡	雜	囚	興
兔子山 J7 ⑦ :1、J7 ⑦ :2	盜	告	具	賊	捕	亡	雜	囚	興
九章律	盜	—	具	賊	捕	—	雜	囚	興

睡虎地 77 号漢墓竹簡	関市	復	校(效?)	廐	錢	遷	—	—	□律
胡家草場漢墓竹簡	関市	復	效	廐	錢	—	朝(旁律)	—	
兔子山 J7 ⑦ :1、J7 ⑦ :2	関市	復	效	廐	錢	遷	朝	収	獄律十七章
九章律	—	—	—	廐	—	—	—	—	

旁律

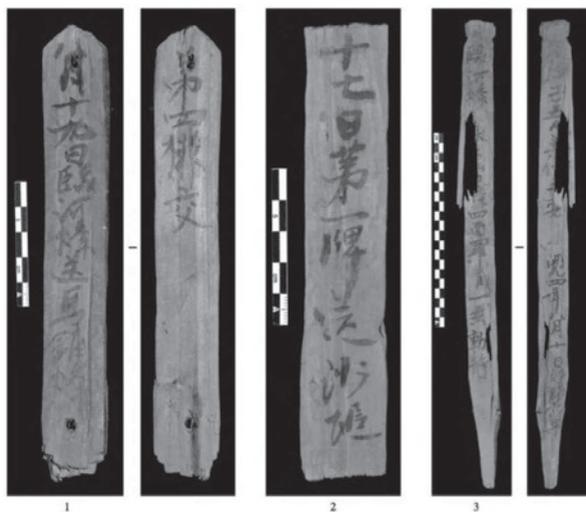
睡虎地 77 号漢墓竹簡	金布	均輸	戸	田	徭	倉	司空	尉卒	置後
胡家草場漢墓竹簡	金布	均輸	戸	田	徭	倉	司空(乙)	尉卒	置後
兔子山 J7 ⑦ :1、J7 ⑦ :2	金布	均輸	戸	田	徭	倉	司空	尉卒	置後
			戸 (九章律)						

睡虎地 77 号漢墓竹簡	傅	爵	市販	置吏	—	伝食	賜	史	奔命
胡家草場漢墓竹簡	傅	爵	市販	置吏	秩	伝食(乙)	賜	—	奔命
兔子山 J7 ⑦ :1、J7 ⑦ :2	傅	爵	市販	置吏	秩	伝食	賜	史	奔命

睡虎地 77 号漢墓竹簡	治水	工作課	腊	祠	賞	行書	葬	—	—
胡家草場漢墓竹簡	治水(乙)	工作課 (乙)	腊(乙)	祠(乙)	—	行書	葬(乙)	外乘	—
兔子山 J7 ⑦ :1、J7 ⑦ :2	治水	工作課	腊	祠	賞	行書	葬	外乘	諸侯秩

睡虎地 77 号漢墓竹簡		—	—	—	—	—			
胡家草場漢墓竹簡		蛮夷復除	蛮夷士	蛮夷	蛮夷雜	上郡蛮夷 間			
兔子山 J7 ⑦ :1、J7 ⑦ :2	旁律廿七 章	—	—	—	—	—			

表 1 律名対照表



图一三 出土木簡
L.HD1 : 3 2.HD1 : 28 3.HD1 : 29

図10 新疆イリ県克亞克庫都克唐代烽燧遺址出土木簡（『考古』2021年第8期より転載）

ような形状の物が唐代の中国でも使われていたということが分かってきました。出土量が非常に少ない物ではありますが、時代も非常に近いですし、今後の研究を期待させる物であることは間違いないと思います。

中国で長い間発展してきた簡牘の歴史が韓国に伝播し、日本に伝播するという、非常に大きな問題を考える一つのきっかけですね。それが今後も出てくる可能性があるということを示唆するような内容かと思えます。

この国際簡牘学は私個人も少し関わっているのですが、日本人が中国簡牘を研究することの意義につながるものではないかと、私自身では考えています。特に文化財研究において、例えば奈良文化財研究所の研究者の方や韓国の慶州国立文化財研究所の方などに非常に共通した認識ではないかと思えますが、こういった出土遺物を「文化財」として見るという点ですね。文化財として簡牘を扱うという点が特徴としてあります。

そうであれば、歴史研究を主体とする我々も中国簡牘を扱う場合、これを東アジア全体の文化財として扱う必要があるのではないのでしょうか。文化財である以上は、これを後世に残すことは絶対に必要なことではないかと考えられます。日本の文化につながるような中国の簡牘を我々が読んでいかなないと後の人間はこれが何か分からないし、内容も分からない。そうすると、日本木簡や韓国木簡の研究に

も影響が出るわけです。

そういった東アジア全体として簡牘を考えることによつて我々が中国簡牘を研究する積極的な意味を見出せるのではないか、ということを私は少し考えたことがありまして、それが現在の国際簡牘学につながっていくのではないかと、個人的には考えています。こういった考えが皆さんの中国簡牘に対するまなざしに何か思うところがあつたり、一つのきっかけになればいいなと思い、少し話をさせていだいたというわけです。

当初は一時間ほどお願いしますと言われていましたが、パワーポイントを作っていくうちにこんなになつてしまい、大変申し訳ございませんでした。今回の内容は大体以上でございます。それでは司会の莊先生にお返しします。どうもありがとうございます。

注

張忠煒・張春龍「漢律体系新論——以益陽兔子山遺址出土漢律律名為中心」(『歴史研究』二〇二〇年第六期)。

